

日本は武器輸出ができない国である—武器輸出（禁止）三原則をなきものにするな

ほっかいどうピースネット

2011年12月28日

民主党・野田政権は、12月27日、安全保障会議を開き、武器輸出三原則に基づく禁輸政策を緩和することを決めた。この決定によって、日本も、戦闘機などの国際共同開発・生産への参加や人道目的での装備品供与ができるようになる。

私たちは、この決定に強く反対する。武器などの輸出を禁止・慎むと述べた、1976年2月の政府表明は、「軍隊を持たない・戦争をしない」と定めた憲法第九条と並んで、平和国家をめざす日本が国是としてきた堅持すべき原則だからである。その原則を、何の議論もなく一方的に変えることは、日本社会に深く根づいている平和を求める声を無視するものであり、民主主義とは相容れない決定だ。そんなものを認めるわけにはいかない。

武器輸出（禁止）三原則をなきものにしようという動きは、自民党政権の時から米国に対する武器技術の供与を認めるという例外を設けることで、実質的には緩和が進んでいた。もともと一九五四年に結ばれた「日米相互防衛協定」で両政府は「装備、資材、役務その他の援助」を提供しあうことを明言していたのだから、武器輸出三原則は米国だけを例外として成立していたと言ってもいいだろう。

一九八三年、中曽根内閣は米国への武器技術の供与にあたっては、武器輸出三原則によらないこととする」との官房長官談話を発表して、公式に米国を武器輸出三原則の例外とすることを認めた。二〇〇四年に小泉内閣が、米国との弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産を例外とし、テロ・海賊対策支援などの案件も個別に検討するとしたことによって、武器輸出三原則の歯止めはさらに弱くなっていった。

しかし、今回の緩和は、個別に「例外」を認めてきたこれまでのやり方を変え、「包括的に例外化措置を講じる」という例外の拡大である。しかし、例外が拡大することで、共同開発した武器や技術、「人道目的」で供与した装備品が、紛争当事国に流れ出る可能性は高くなる。武器輸出三原則が無視されることにつながっていく決定ではないか。

武器輸出を求める声は、経団連や防衛省、そして米国からもあがっている。二〇一〇年一二月に閣議決定された新防衛大綱では、武器輸出三原則の見直しは明記されなかったが、武器輸出の例外を増やしていく方向性を示唆するものだった。そして、北沢俊美防衛相（当時）は二〇一一年二月二二日、米国がアフガニスタン空軍に供与する予定の中型輸送機C27Aに使う中古プロペラを「アフガン復興支援や日米防衛協力の重要性から」米側に売却することを発表した。

世界の軍事支出は21世紀に入ってから増え、2009年には1.5兆ドルを超えた。武器輸出も同時に増え、2001年の385億ドルから2008年には552億ドルとなった。

武器輸出三原則を緩和する決定は、こうした流れを加速し、日本が世界の軍事化を進める国家になるという宣言でもある。

こうした動きを、私たちは認めない。世界の軍事化の一翼となるのではなく、世界を平和や平等にしていくために貢献することが日本の選んだ道であり、日本社会に住む人間の多くが望んでいることのはずだ。日本社会の歴史が生んだ最良の平和への貢献である日本の憲法前文や第九条を正面に掲げることが、いまもう一度求められている。

民主党政権にもう一度言う。武器輸出三原則を緩和する決定を撤回せよ、武器輸出三原則を国是として堅持せよ。

この声明にかんするお問い合わせは、越田 090-7519-1731
koshida@jca.apc.org まで